資料１

(第１回検討会)火葬等許可事務システム標準仕様書（案）説明資料

2023年3月16日

標準仕様書の作成方針

背景と目的

令和元年６月21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）**が定められたところ**、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和４年（2022年）夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、**戸籍に関する事務が標準化対象事務**とされた。

また、人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、**今後、人口動態調査事務についても標準化対象事務とする見込み**である。

さらに、**火葬等許可事務システム**についても、実態として多くの市町村において、戸籍情報システム及び人口動態調査事務システムとパッケージシステムとして開発され、導入されていることから、引き続きパッケージシステムとして運用し、地方公共団体の行政運営の効率化と住民の利便性の向上を図るため、**火葬等許可事務を標準化対象事務とすることが検討されている。**

※標準準拠システム以外のシステムが標準準拠システムと情報連携する場合には、**原則として、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築**することになる。（地方公共団体情報システム標準化基本方針）

上記を踏まえ、火葬等許可事務に係るシステムや業務プロセスの標準化について、**標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を図りながら議論を行い、火葬等許可事務システムの標準仕様書（素案）を作成する**。

標準仕様書（素案）の作成方針

火葬等許可事務システムは、従来、戸籍情報システム及び人口動態調査事務システムとパッケージシステムとして運用されてきたため、機能及び帳票などある程度標準化されていると想定されます。

各開発事業者から実装機能に関するアンケートを収集し、墓地、埋葬等に関する法律及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則との整合性を確認しながら、基本的には全社が実装されている機能を実装必須機能（実装すべき機能）とする方針とし、検討会において議論することとしています。

また、自治体職員の意見を反映するため、運用面に関するアンケートを収集しています。

標準仕様書作成方針の基本的な概念図

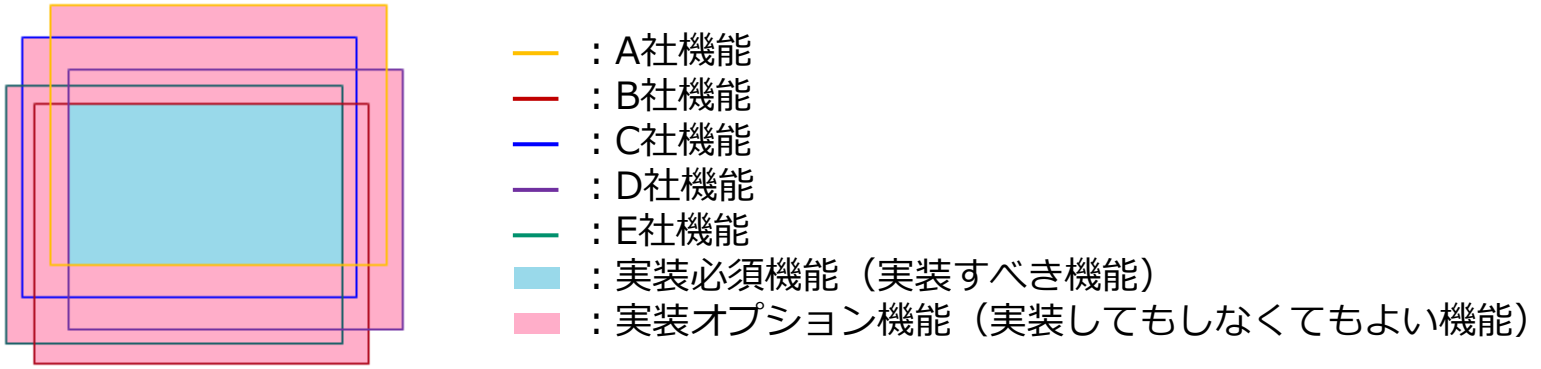

標準仕様書（素案）の記載内容

標準仕様書（素案）の記載内容については、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下の構成としています。

記載項目	記載内容	インプット情報
第１章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。	
第２章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。	
第３章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。	
第４章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。	
第５章 非機能要件	非機能要件について記載する。	
第６章 用語	用語集について記載する。	
（別紙１）業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	自治体アンケート
（別紙２－１）機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。	開発事業者アンケート
（別紙２－２）管理項目	管理項目の一覧について記載する。	開発事業者アンケート
（別紙３）帳票詳細要件	帳票詳細要件について記載する。	開発事業者アンケート
（別紙４）帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。	開発事業者アンケート

標準仕様書（素案）作成スケジュール

標準仕様書（素案）作成スケジュールは以下のとおりです。
なお、全自治体への意見照会につきましては、来年度実施を想定しています。

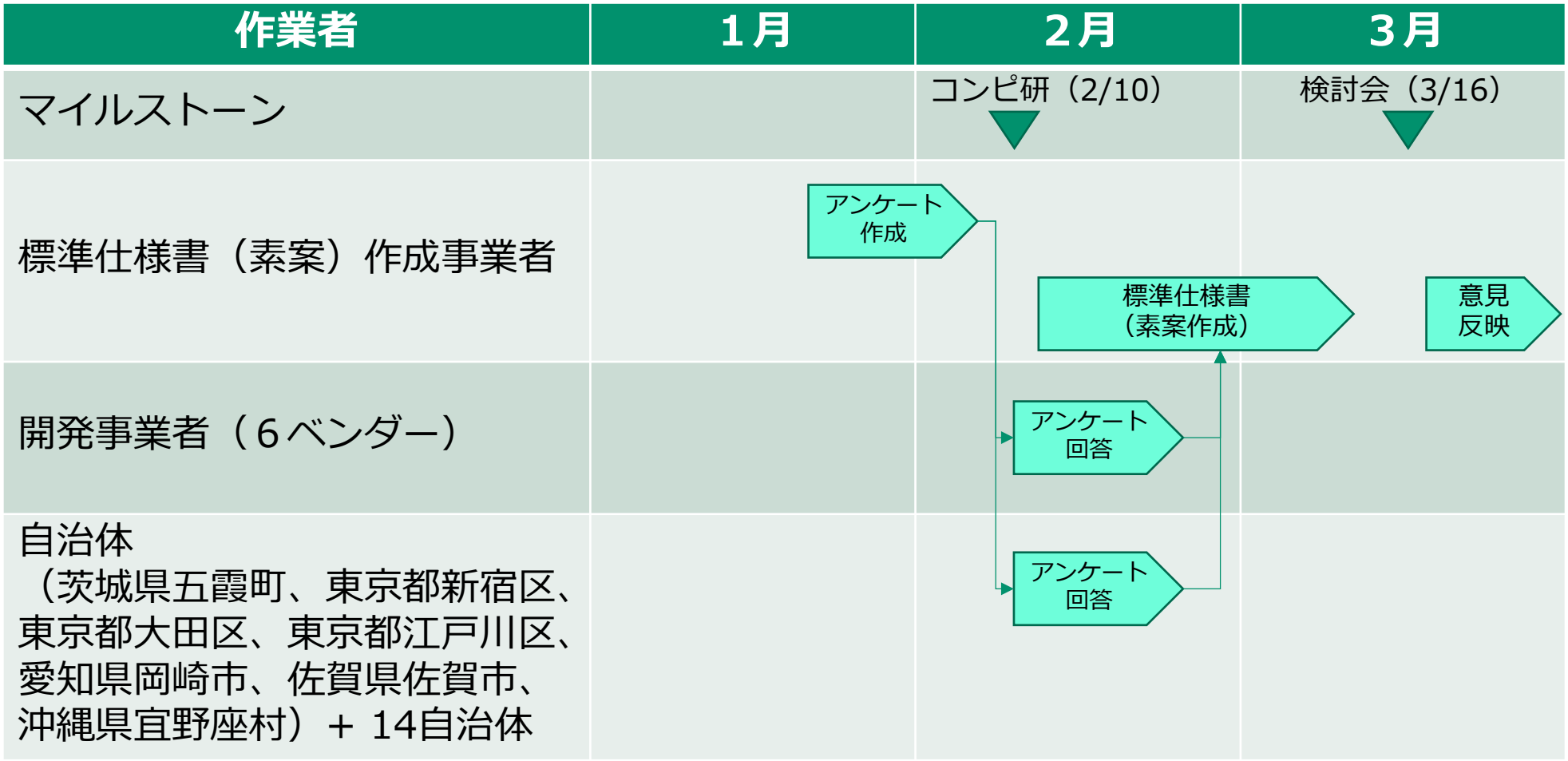

標準仕様書（素案）作成における論点

論点について

火葬等許可事務システムの標準仕様書を作成するにあたり、以下の論点について方向性を整理する。

項番	論点
1	火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証の様式統一について
2	火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証の作成機能について
3	火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証以外の帳票について
4	許可証の再発行について
5	文字について
6	EUC機能について

1.火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証の様式統一について(1/2)

現状

- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則に縦書きの様式が示されているが、火葬等許可事務システムではシステム上の制限から、横書きの様式としている。
- 死体火葬許可証、死体埋葬許可証は戸籍情報システム、死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証は人口動態調査事務システムで示された様式を元に、自治体の事務運用に合わせて様式が手直しされている場合がある。
- 改葬許可証について、システムで機能を実装している自治体がある。

方針

- システムから出力することを考慮すると横書きが自然であることから横書きを様式とする方向で検討する。
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の様式についても改正することを検討する。
- 改葬許可証も墓地、埋葬等に関する法律第5条の許可に関する様式であり、実装必須機能とする。
- 記載項目については、施行規則の様式に従い、以下の仕様書案のとおりとする。

仕様書案

【死体火葬許可証、死体埋葬許可証の記載項目】

- 死体埋葬許可管理番号
- 死亡者の本籍
- 死亡者の住所
- 死亡者の氏名
- 性別
- 出生年月日
- 死因
- 死亡年月日時
- 死亡の場所
- 火葬、埋葬の場所
- 申請者の住所氏名及び死亡者との続柄

【死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証の記載項目】

- 死胎埋葬許可管理番号
- 父母の本籍
- 父母の住所
- 父母の氏名
- 性別
- 妊娠週数
- 分娩年月日時
- 分娩の場所
- 火葬、埋葬の場所
- 申請者の住所氏名

（次頁へ続く）

1.火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証の様式統一について(2/2)

現状

- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則に縦書きの様式が示されているが、火葬許可事務システムではシステム上の制限から、横書きの様式としている。
- 死体火葬許可証、死体埋葬許可証は戸籍情報システム、死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証は人口動態調査事務システムで示された様式を元に、自治体の事務運用に合わせて様式が手直しされている場合がある。
- 改葬許可証について、システムで機能を実装している自治体がある。

方針

- システムから出力することを考慮すると横書きが自然であることから横書きを様式とする方向で検討する。
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の様式についても変更する。
- 改葬許可証も機能実装対象とする。
- 記載項目については、施行規則の様式に従い、以下仕様書案のとおりとする。

仕様書案

【改葬許可証の記載項目】

- 改葬許可管理番号
- 死亡者の本籍
- 死亡者の住所
- 死亡者の氏名
- 死亡者の性別
- 死亡年月日
- 埋葬又は火葬の場所
- 埋葬又は火葬の年月日
- 改葬の理由
- 改葬の場所
- 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係

考え方・理由

【様式の統一】

項目名称については、各社で多少ばらつきがあるが、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の別記様式の項目名称に統一する。

死因の記載方法については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則別記様式の注意書きとして、以下の記載があるため、それに従う。

死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に〇印を付すること。そうでないときは「その他」に〇印を付すること。

　施行規則第8条において「火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。」とされていることを踏まえ、枠外に火葬日時を記入する欄を設ける。なお、手続きのデジタル化を見据え、施行規則の署名、押印の改正を検討する。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則
別記様式第四号（死体火葬許可証）

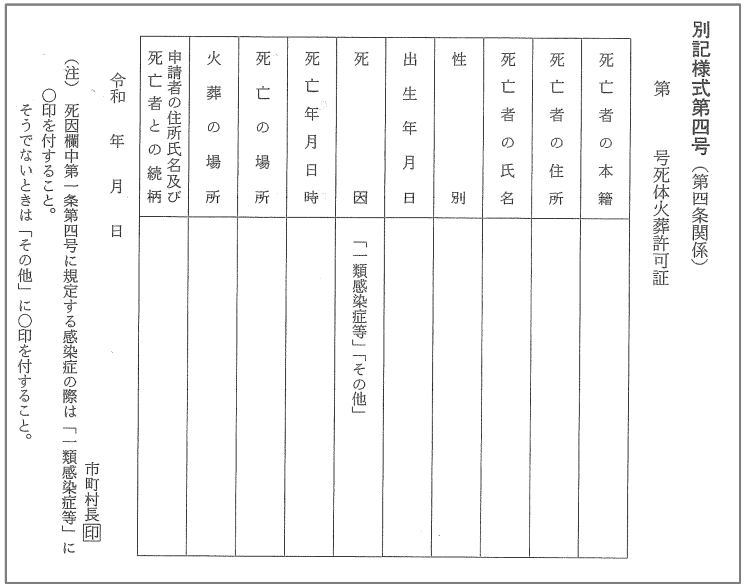

別記様式第四号（第四条関係）

第　　号死体火葬許可証

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
性別	
出生年月日	
死因	「一類感染症等」「その他」
死亡年月日時	
死亡の場所	
火葬の場所	
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	

令和　年　月　日

市町村長 印

（注）死因欄中第一条第四号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に〇印を付すること。
そうでないときは「その他」に〇印を付すること。

縦書きの帳票が示されている。

死体火葬許可証（案）

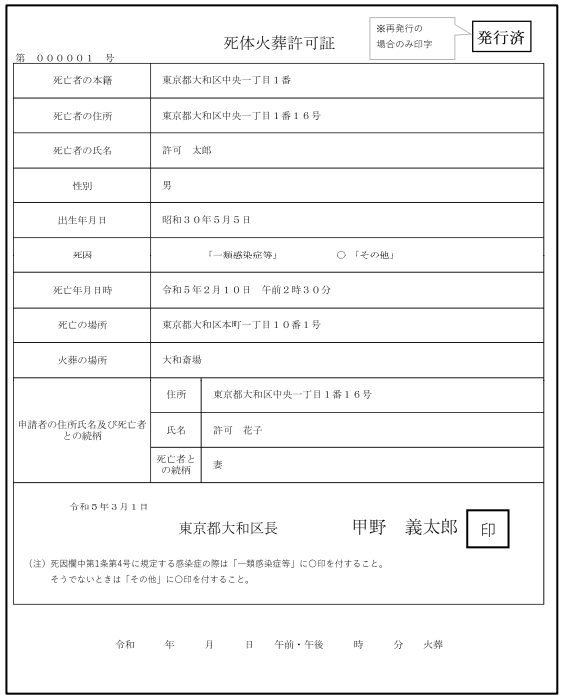

死体火葬許可証

※再発行の場合のみ印字

発行済

第　000001　号

死亡者の本籍	東京都大和区中央一丁目１番	
死亡者の住所	東京都大和区中央一丁目１番１６号	
死亡者の氏名	許可　太郎	
性別	男	
出生年月日	昭和３０年５月５日	
死因	「一類感染症等」　〇「その他」	
死亡年月日時	令和５年２月１０日　午前２時３０分	
死亡の場所	東京都大和区本町一丁目１０番１号	
火葬の場所	大和斎場	
申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	住所	東京都大和区中央一丁目１番１６号
	氏名	許可　花子
	死亡者との続柄	妻

令和５年３月１日

東京都大和区長　　甲野　義太郎　印

（注）死因欄中第1条第4号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に〇印を付すること。
そうでないときは「その他」に〇印を付すること。

令和　年　月　日　午前・午後　時　分　火葬

項目は変更せず、横書きの帳票へ変更する。

その他

【様式の統一】
以下の項目については、様式変更に合わせて、施行規則の改正を検討する。

項番	様式名称	変更前	変更後	理由
1	別記様式第一号	死亡場所	死亡の場所	他の様式と項目名を統一するため
2		埋葬場所	埋葬の場所	
3	別記様式第二号	妊娠月数	妊娠週数	死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の別記様式（第三条関係）と項目名を統一するため
4		分べん年月日時	分娩年月日時	
5		分べんの場所	分娩の場所	
6	別記様式第五号	妊娠月数	妊娠週数	
7		分べん年月日時	分娩年月日時	
8		分べんの場所	分娩の場所	

App)アンケートでの意見

項番	ご意見	方針（案）
1	現状は帳票様式（レイアウトや印字項目など）について、各自治体の条例に基づいてカスタマイズが必要となっている認識です。標準化後は各自治体での帳票様式を変更するカスタマイズが許容されるのか、許容されないのかは明確に定義していただきたいと考えます。また、標準仕様書の帳票様式に統一するためには、必要に応じて各自治体での条例の改正も必要になると考えます。	「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「住民向けの帳票・様式については、既に外部システムにおける仕様等で規定され、カスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、 標準を定める。」とされている。 また、施行規則において、「埋葬許可証は別記様式第1号又は第2号、改葬許可証は別記様式第3号、火葬許可証は別記様式第４号又は第5号によらなければならない。」として、別記様式が定められているため、標準仕様書の帳票様式に統一することとし、火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証のカスタマイズは許容されないこととする。
2	埋葬許可証、火葬許可証は縦版と横版の２種類あり、どちらを使用するかは市区町村任意となっております。 標準オプションでの規定をお願いいたします。	
3	発行番号の付番方式は「システムで一括付番」、「出張所ごとに付番」など、自治体運用で差異がありますので、付番方式は一律にしない方が良いと考えております。	発行番号を許可証に印字することは実装必須機能とするが、付番方式については標準仕様書に記載しないため、各開発事業者においてシステムへの実装方法を検討することとする。
4	標準実装ではありませんが、改葬許可証の発行機能を個別に実装されている市区町村がおります。 同様に標準オプションでの規定をお願いいたします。	墓地、埋葬等に関する法律第5条の許可に関する様式として、施行規則の別記様式第三号に規定されているため、実装必須機能として整理する。

2.火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証の作成機能について

現状

- 通常の事務の流れとしては、戸籍情報システムに死亡届のデータを入力し、そのデータを参照し、火葬等許可事務システム（戸籍システムにパッケージで組み込まれている自治体が多数）で許可証を作成することとしているが、システム稼働時間外などに手書きで許可証の発行が行われていることがある。

方針

- 必要に応じて標準準拠システムから各種データを連携、参照し、許可証を作成することは引き続き可能とする。
- 自治体の判断により、システム稼働時間外などに手書きで許可証の発行を行うことは引き続き可能とする。

仕様書案

【実装必須機能】

- 死体火葬許可証、死体埋葬許可証を作成、出力する機能。
- 死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証を作成、出力する機能。
- 改葬許可証を作成、出力する機能。

【実装オプション機能】

- 死亡届のデータを参照して許可証を作成する機能。（死体火葬許可証、死体埋葬許可証）
- 死産届のデータを参照して許可証を作成する機能。（死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証）
- 戸籍データを参照して許可証を作成する機能。（死体火葬許可証、死体埋葬許可証、改葬許可証）
- 住民票データを参照して許可証を作成する機能。（死体火葬許可証、死体埋葬許可証、改葬許可証）
- 許可証データを死亡届等のデータ入力に活用する機能。（死体火葬許可証、死体埋葬許可証、死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証）

考え方・理由①

【現状の業務フローの整理】
現状の業務フローについてアンケートを収集し、
以下のような結果となった。

項番	火葬等許可証作成方法	件数
1	戸籍システムで作成	9
2	住民記録システムで作成	5
3	手書きで作成	4
4	WORD、EXCEL等で作成	2
5	独自システムで作成	1

上記の結果から、様々な業務フローを考慮し、右記の業務フローを定義する。

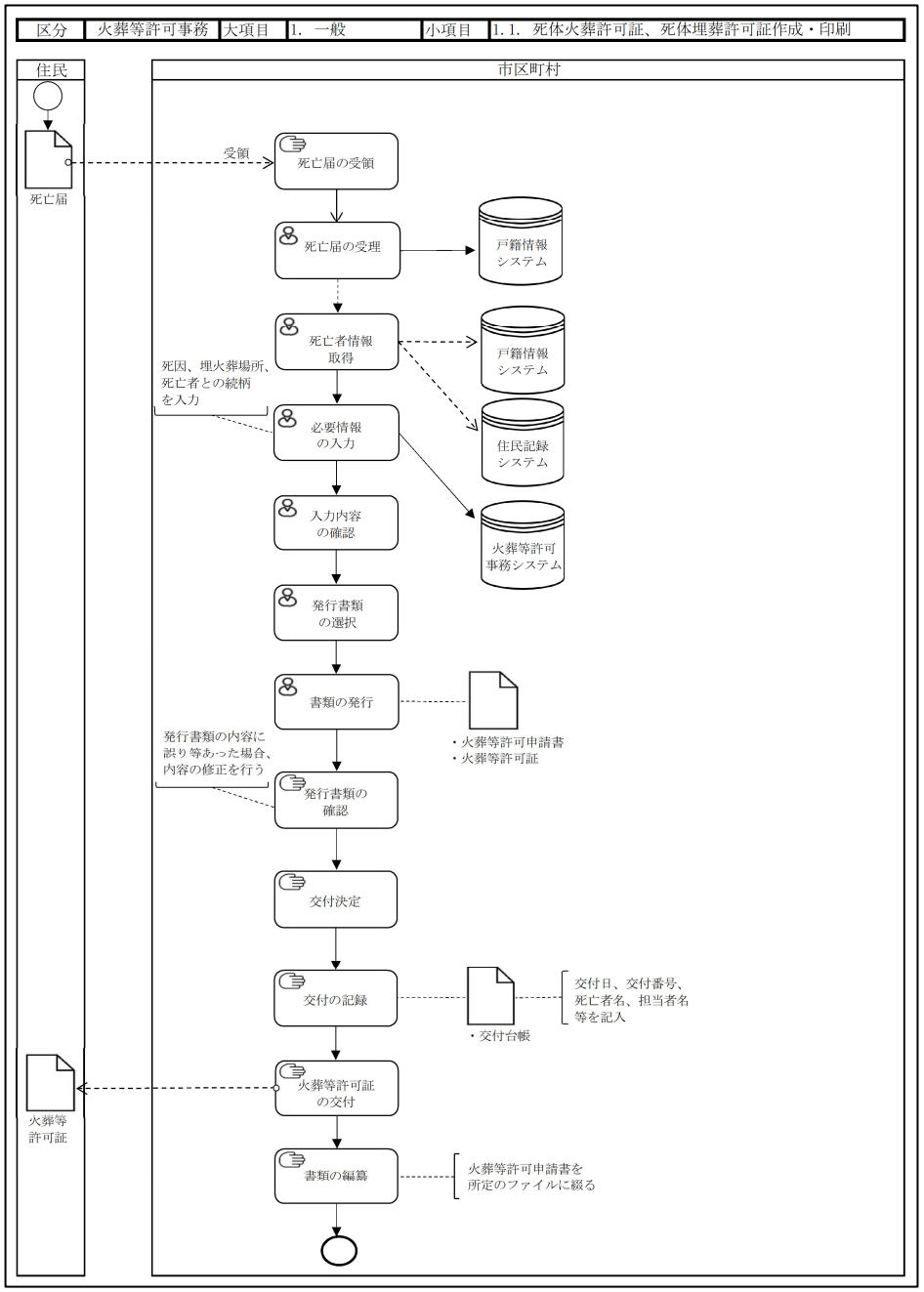

考え方・理由②

【実装機能の整理】
アンケートの結果を踏まえ、以下の３パターンのシステム形態が想定される。

①戸籍情報システムと同一パッケージに実装
②住民記録システムと同一パッケージに実装
③火葬等許可事務システム単独で実装

システム形態によっては、データの参照可能な範囲が異なるため、データ参照の機能は、実装オプション機能として整理する。
※標準準拠システムを跨ぐデータ連携については、データ連携要件を満たす必要がある。

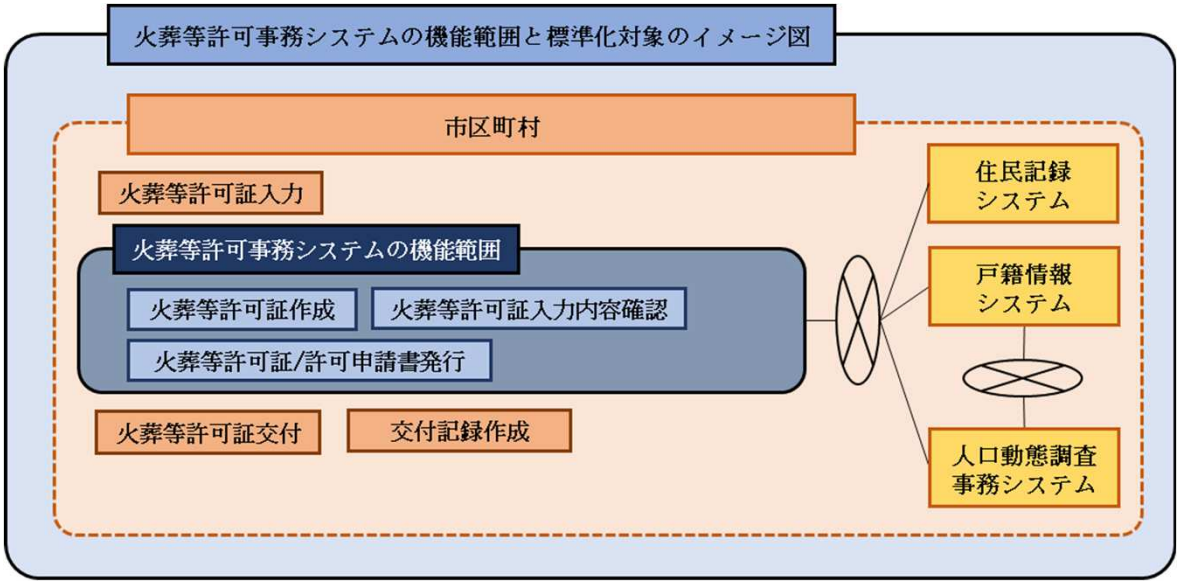

※事業者が戸籍情報システム、火葬等許可事務システム、人口動態調査事務システムを、１つのパッケージとして一体的に提供することも可能である。

3.火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証以外の帳票について

現状

- 火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証以外にも、火葬等許可事務システムにおいて、斎場利用許可証、火葬場使用許可証及び各種申請書などを発行できる機能が実装されている。
- システム稼働時間外などに手書きで許可証を発行する場合は、複写用紙を使用して申請書を作成している。

方針

- 火葬許可申請書、埋葬許可申請書については、業務負担軽減のため、機能を実装する。
- 火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証のデータを活用し、斎場利用許可証、火葬場使用許可証等を作成する機能については、標準オプション機能として定義するが、斎場や火葬場によって様式が異なるため、帳票レイアウト等は定義しない。

仕様書案

【実装必須機能】

- 死体火葬許可申請書、死体埋葬許可申請書を出力する機能。
- 死胎火葬許可申請書、死胎埋葬許可申請書を出力する機能。

【実装オプション機能】

- 火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証のデータを活用し、斎場利用許可申請書を出力する機能。
- 火葬許可証、改葬許可証のデータを活用し、火葬場使用許可申請書を出力する機能。
- 火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証のデータを活用し、斎場利用許可証を出力する機能。
- 火葬許可証、改葬許可証のデータを活用し、火葬場使用許可証を出力する機能。

App)アンケートでの意見

項番	ご意見	方針（案）
1	自治体（斎場）ごとに印字内容が異なるため、入力項目もあわせてカスタマイズしている。どこまでをデータ項目として保持するべきか、検討が必要だと思われる。	標準オプション機能として整理する。 また、斎場や火葬場によって様式が異なるため、斎場利用許可証や火葬場使用許可証等の帳票レイアウト等は標準仕様書に定義しないこととする。
2	斎場利用許可証について、標準化の際にどこまで許容するのか、システム化の範囲にも係るかと思われますのでご検討ください。	

4.許可証の再発行について

現状	• 行政側で発行前に訂正するため、再出力する場合と、住民側の紛失等により、火葬許可証、埋葬許可証、改葬許可証の再発行を求められる場合があるが、後者の場合、再発行された許可証の悪用を考慮して、再発行であることが判別できる許可証を発行可能なシステムや発行済み証明書として発行可能なシステムがある。
方針	• 再発行された許可証の悪用を考慮して、再発行であることが判別できるようにした上で許可証を再発行する機能を実装する。
仕様書案	【実装必須機能】 再発行であることが判別できるようにした上で、死体火葬許可証、死体埋葬許可証、死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証、改葬許可証を再発行する機能。

5.文字について(1/2)

現状

- 現状は、火葬等許可事務システムが搭載されているシステムに依存した文字が使用されている。

方針

- 「データ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件に基いた、文字セット、文字コードで対応する。
- 他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。

仕様書案

【地方公共団体情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書 【第 1.0 版】 】　※現在、改定案検討中

(1) 文字セット、文字コード

各標準準拠システムが保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、 文字コードは JIS X 0221:2020 とする。

ただし、戸籍システム及び戸籍附票システムの氏名、本籍、筆頭者及び住所 /方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。）については、文字情報基盤として整備された文字セット（(3)に規定する「文字情報基盤として整備 された文字セット」をいう。以下同じ。）を保持する。なお、従来の文字セットを、文字情報基盤として整備された文字セットと対応させて保持することは、 経過措置として、当分の間、可能とする。

（次頁へ続く）

5.文字について(2/2)

現状	• 現状は、火葬等許可システムが搭載されているシステムに依存した文字が使用されている。
方針	• 「データ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件に基いた、文字セット、文字コードで対応する。 • 他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。
仕様書案	住民記録システム及び印鑑登録システムの氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、住所／方書、本籍及び筆頭者（左記の情報を基に記録される他の項 目も含む。）をいう。以下同じ。）については、文字情報基盤として整備された文字セットを保持する。なお、文字情報基盤として整備された文字セットを、 従来の文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、 可能とする。 戸籍・住記等システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムをいう。以下同じ。）以外の標準準拠システムの氏名 等については、保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。ただし、住民に対して発行する証明書等に記載する氏名等について、文字情報基盤として整備された文字を表記する必要があるとデジタル庁が認める場合においては、氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字を一意に変換して表示すること。

App）文字要件に係る今後の検討の方針

文字要件に係る今後の検討の方針について

2022年12月

デジタル庁

文字要件に係る今後の検討の方針

○ 標準準拠システムの文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」において定めているところであるが、より円滑な標準準拠システムの開発及び移行のため、同仕様書について、令和５年3月を目途に、以下の方向性で改定することを検討することとしたい。

（改定の方向性）
①「２.３ 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」について
・ 現状、各標準準拠システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムを除く。）が保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012と規定しているところ、 JIS X 0213:2012への対応をしつつ、原則として、全ての標準準拠システムにおける文字セットはデジタル庁において文字情報基盤として整備された文字セット（以下「MJ＋」という。）とする。

② MJ＋について
・ MJ＋とは、同仕様書「２.３ 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」の呼称であり、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット）である。
なお、MJ＋は、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成し、公表する。

③ MJ＋への変換及びMJ＋とJIS X 0213:2012との関係について
・ 基幹業務システムのその他の文字セットからMJ＋への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ＋からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。

○ 今後、デジタル庁において関係機関と連携して検討を進め、令和４年度末を目途にMJ＋の概要を提示し、令和５年度末を目途に、同定マップ及び代替マップを提供する。

1

※現在、方針の検討中のため、内容が変更となる可能性があります。

6.EUC機能について

現状	• 現行システムは、EUC機能について実装されていない。
方針	• ＥＵＣ については、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、ＥＵＣ機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 」に規定するＥＵＣ機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてＥＵＣを規定している記載については、以下とする方針に従う。（標準仕様書間の横並び調整方針　令和4年8月 31 日 デジタル庁）
仕様書案	【実装必須機能】 • ＥＵＣ機能 ＥＵＣ機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 」に規定するＥＵＣ機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 」の「基本データリスト（火葬等許可事務システム）」に規定するデータ項目とする。

考え方・理由

【実装機能の整理】

事前の自治体へのアンケートにおいて、EUC機能を実装した場合の利用方法について確認し、以下の回答があったため、実装必須機能として整理する。

<アンケート意見>

・交付簿として活用できる。　※墓地、埋葬等に関する法律施行規則　別記様式第六号、別記様式第七号

・統計資料として活用できる。

※申請件数、葬祭場ごとの利用件数、死亡者数の合計、地図ごとの死亡者数、管外・管内の申請数、死亡時の年齢、月ごとの数値、年ごとの数値など

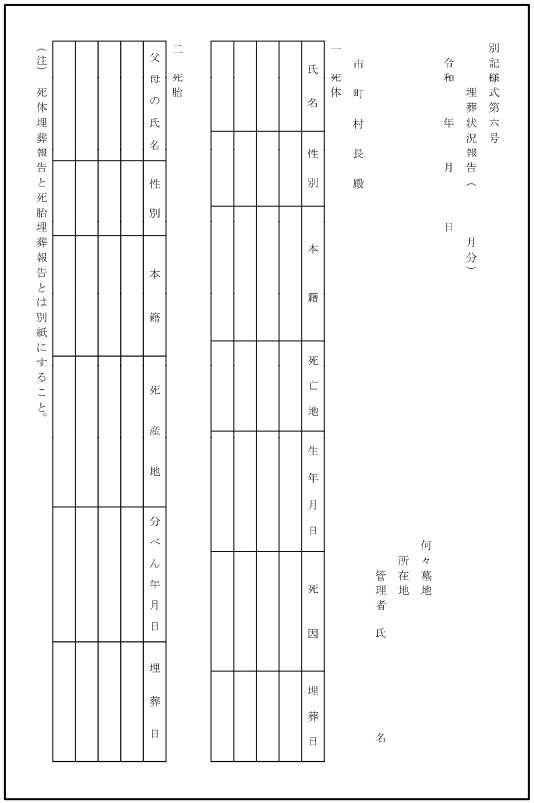
別記様式第六号

埋葬状況報告（　月分）

令和　年　月　日

市町村長殿

何々墓地
所在地
管理者　氏名

一　死体

氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	埋葬日

二　死胎

父母の氏名	性別	本籍	死産地	分べん年月日	埋葬日

（注）死体埋葬報告と死胎埋葬報告とは別紙にすること。

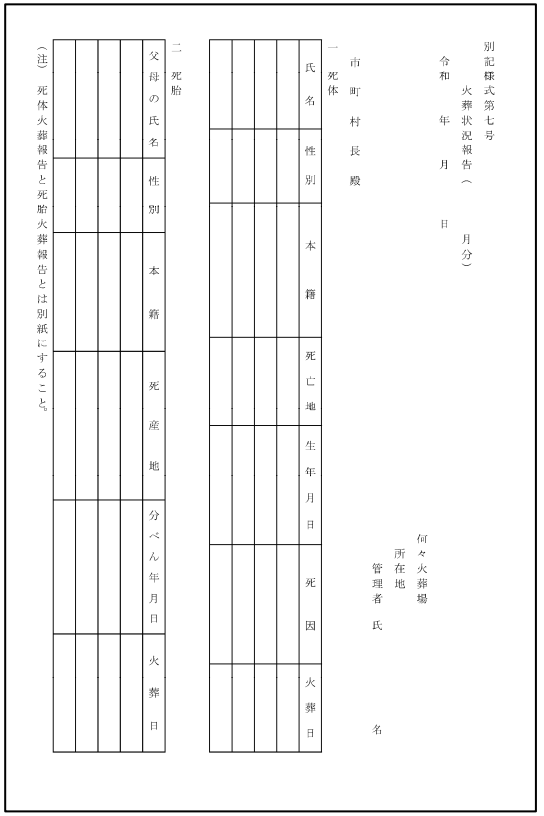
別記様式第七号

火葬状況報告（　月分）

令和　年　月　日

市町村長殿

何々火葬場
所在地
管理者　氏名

一　死体

氏名	性別	本籍	死亡地	生年月日	死因	火葬日

二　死胎

父母の氏名	性別	本籍	死産地	分べん年月日	火葬日

（注）死体火葬報告と死胎火葬報告とは別紙にすること。

App）標準仕様書間の調整方針

標準仕様書間の横並び調整方針

令和４年８月 31 日　デジタル庁
（令和４年６月 21 日作成、令和４年８月 10 日改定）

１．本文の構成に関すること

○　標準仕様書のうち、背景や目的等につい
準化基本方針と重複した記載になってい
を引用する形に置き換えてもよい。

x.x.x　はじめに

本標準仕様書は、地方公共団体情報シ
３年法律第 40 号。以下「標準化法」とい
共団体情報システム標準化基本方針（令
第１項に規定する基準に基づき、作成す

９．ＥＵＣに関すること

○　ＥＵＣについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、ＥＵＣ機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するＥＵＣ機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてＥＵＣを規定している記載については、次のとおり改める。

x.x.x ＥＵＣ機能

ＥＵＣ機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するＥＵＣ機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。

データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（○○システム）」に規定するデータ項目とする。